平成２１年（フ）第１９２７号
仙台市若林区舟丁28番地　カーザ・ビアンカ203
債務者　藤代　幸男
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月11日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
山形市東青田２丁目17番41号、申立時住所山形市青田４丁目９番10号
債務者　白川　和也
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐幸弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８号
福島県伊達市梁川町幸町118番地、住民票上の住所福島市五月町３番７号ハイツタカシ304号
債務者　安藤真由美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２４３２号
京都市伏見区深草谷口町74番地の15
債務者　佐藤　栄作
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７１号
京都市中京区富小路通二条下る晴明町666番地の３
債務者　小河工務店こと　小河　新造
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７２号
広島市佐伯区美鈴が丘東３丁目16番３号
債務者　平石　岩夫
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児玉　浩生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５号
兵庫県宝塚市伊孑志１丁目９番７号310
債務者　山内　雅弘
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　敦史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７８３号
愛媛県松山市枝松４丁目３番29号、住民票上の住所愛媛県松山市枝松４丁目６番44号
債務者　近藤　賢昭
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３６号
愛媛県松山市鴨川２丁目12番14号　鴨川パークハイツ301号
債務者　西原　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１９号
茨城県常総市水海道山田町4615番地　山野井荘Ａ－３、旧住所静岡県焼津市中港２丁目７番１号
債務者　久保田貞之
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝倉　　保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月14日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６８４号
横浜市緑区寺山町647番地　ライオンズマンション中山第３　Ａ棟605号
債務者　石塚るみ子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　統子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月20日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８号
静岡県静岡市葵区福田ケ谷412番地
債務者　川村　幸輝
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　敬弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月20日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２号
京都府京田辺市宮津宮ノ下37番地の13
債務者　中村　隆司
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋重　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月７日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５１号
埼玉県久喜市北１丁目４番３号
債務者　小松本絵津子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５３号
埼玉県川口市中青木３丁目10番22号　モーメントピュア302号
債務者　吉田比呂充
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５４号
埼玉県川口市東領家２―34―10―103、住民票上の住所東京都北区王子２丁目14番５号　鈴木方
債務者　吉田　良子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５５号
埼玉県川口市東領家２丁目34番10号　ビラージュ紅山103号、旧住所埼玉県川口市東領家２丁目36番18号
債務者　吉田　雅実
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係